

ガス受託製造約款

(東日本地区)

2022年4月1日実施

株式会社 J E R A

ガス受託製造約款 目次

I. 基本事項	1
1. 約款の適用	1
2. この約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 対象基地	3
5. 引受前提事項	3
6. 情報公開	5
II. 基地利用に関する申込み	5
7. 基地利用検討の申込み	5
8. 基地利用検討結果の通知	6
9. 基地利用申込み	6
10. 基地利用申込み承諾後の協議項目	6
11. 受入・貯蔵・気化・熱調・派出に關わる協議事項等	7
12. LNG・ガスの計量	8
III. 料金関係	9
13. 基地利用検討料	9
14. 基地利用料金	9
15. 補償料	10
16. その他特定負担費用	11
17. 設備工事費の負担	11
18. 損害の賠償	12
19. 減失 LNG およびガスの取り扱い	12
20. 支払義務および支払期限日	12
IV. 基地利用等の制限・中止等	13
21. 基地利用等の制限・中止	13
22. 基地利用等の制限・中止の解除	13
23. 保安	14
24. 危険負担	14
V. 基地利用契約	14
25. 基地利用契約の締結	14
26. 契約期間	14
27. 契約の期間満了, 更新, 変更および解除	15
VI. 基地利用の申込み, 問い合わせ窓口, その他	16
28. 基地利用の申込み, 問い合わせ窓口	16
29. 権利譲渡等の禁止	16

30. 情報の取り扱い	16
附則	17
1. 実施期日	17

I. 基本事項

1. 約款の適用

- (1) 当社が、ガス事業法第89条第1項のガス受託製造を行う場合の料金その他の条件は、このガス受託製造約款（以下「この約款」といいます。）によります。
- (2) この約款においてガス受託製造とは、当社が基地利用希望者の委託を受け、基地利用希望者のLNGを原料として、当社等（当社および当社と共同でLNG基地を維持しおよび運用する第三者をいいます。）のLNG基地を用いた受入、貯蔵、気化、必要に応じてガスの熱量調整（以下「熱調」といいます。）を行い、払出地点にてガスを払い出すことをいいます。
- (3) 基地利用希望者は、この約款の内容を基地利用契約の内容とすることに同意した上で、基地利用検討および基地利用契約を申し込んでいただきます。25（基地利用契約の締結）により基地利用契約が締結された場合は、この約款が基地利用契約の内容となり、その一部を構成するものとします。
- (4) この約款に定める事項の詳細およびこの約款に定めのない事項は、基地利用契約に定めるほか、その都度基地利用希望者と当社との協議および合意によって定めます。

2. この約款の届出および変更

- (1) この約款は、ガス事業法第89条第1項の規定に基づき経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、ガス事業法の規定に基づき、経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の条件は、変更後のガス受託製造約款によります。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「LNG」とは、液化した天然ガスをいいます。
- (2) 「LNG基地」とは、当社が、または当社が第三者と共同で、維持し、および運用するLNGの受入・貯蔵・気化（付臭を含みます。以下同じです。），およびガスの熱調・払出（BOGの払出を含みます。以下同じです。）に必要な一連の設備をいいます。
- (3) 「基地利用」とは、当社に対して、基地利用希望者のLNGを原料としてLNG基地を用いたLNGの受入・貯蔵・気化、およびガスの熱調・払出を委託することをいいます。
- (4) 「ルームシェア方式」とは、基地利用の方式の一種で、当社と基地利用希望者がLNG基地のLNGタンク（以下「LNGタンク」といいます。）の利用範囲を共有した上で、当社が基地利用希望者のLNG船の入船候補日を指定し、基地利用希望者が希望する入船日を確認した上で、当社が入船日（配船変更日を含みます。）を決定することで基地利用希望者のLNG貯蔵量（以下「LNG貯蔵量」といいます。）の調整を行う方式をいいます。
- (5) 「基地利用希望者」とは、基地利用のために、この約款に基づき、当社と基地利用契約を締結する方（基地利用検討の申込みおよび基地利用契約の申込みをする方を含みます。）をいいます。

- (6) 「基地利用検討」とは、基地利用希望者が当社に対して基地利用を希望される場合に当社が実施する基地利用の可否についての検討をいいます。
- (7) 「BOG」（ボイル・オフ・ガス）とは、基地利用希望者の LNG において、LNG の受入・貯蔵・気化、およびガスの熱調・派出の過程で、外部からの熱等により発生するガスをい、基地利用希望者に帰属します。
- (8) 「BOG の引取り」とは、基地利用希望者の LNG から発生する BOG 相当のガスを消費することをいいます。
- (9) 「受入」とは、基地利用希望者と当社との間の合意に基づき、当社が LNG 基地の桟橋で LNG 船より基地利用希望者の LNG の荷降しを行い、LNG タンクに移送することをいいます。
- (10) 「貯蔵」とは、基地利用希望者と当社との間の合意に基づき、基地利用希望者の LNG を当社が気化するまでの間、LNG タンク内に留め置くことをいいます。
- (11) 「気化」とは、基地利用希望者と当社との間の合意に基づき、基地利用希望者の LNG を当社が気化することをいいます。
- (12) 「熱量調整」とは、気化したガスおよび BOG に液化石油ガス（LPG）を付加する等の方法により、当社が定める標準熱量に適合させることをいいます。
- (13) 「派出」とは、基地利用希望者と当社との間の合意に基づき、気化、または気化および熱調を行った基地利用希望者の LNG を当社が派出地点で送出することをいいます。
- (14) 「受入地点」とは、LNG 船より LNG の荷降ろしを行う LNG 船側のマニホールドと LNG 基地側のアンローディングアームを接続するフランジをいいます。
- (15) 「派出地点」とは、当社がガス受託製造により製造したガスを当社のガス配管から送出する際のガスの受渡地点をいいます。
- (16) 「船陸整合確認」とは、基地利用希望者が基地利用に使用する全ての LNG 船が、LNG 基地の設備に適合し、着離桟および荷役作業が安全かつ円滑に行われることを確認することをいいます。
- (17) 「荷役諸規定」とは、LNG 船の入出港に係る着離桟の基準および荷役作業の手順（各種マニュアル、チェックリストを含みます。），その他荷役作業に従事する者が遵守すべき事項を定めた規定をいいます。
- (18) 「基地利用契約」とは、この約款に基づき、基地利用希望者と当社が基地利用希望者の基地利用に関して締結する契約（この約款もその一部を構成するものとします。）をいいます。
- (19) 「基本契約」とは、基地利用契約のうち、この約款に基づき、基地利用希望者の基地利用に関する基本的事項を定める契約をいいます。
- (20) 「年次契約」とは、基地利用契約のうち、この約款および基本契約に基づき、基地利用希望者の基地利用を行う上での細目的事項を定める 1 年を単位とする各年度（以下「契約年度」といいます。）の契約をいいます。
- (21) 「年度」とは、契約当該年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの連続した 12 か月間をいいます。

- (22) 「四半期」とは、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日から始まる連続した3か月間をいいます。
- (23) 「算定期間」とは、原則として毎月1日の0時から当該月の末日の24時までの期間をいいます。
- (24) 「LNG貯蔵量取引」とは、基地利用希望者と当社が基本契約および年次契約により合意する条件に従って行うLNGタンク内のLNGに係る売買および貸借その他の取引をいいます。
- (25) 「消防警戒船業務」とは、LNG船の着桟から離桟までの間において、消火放水機能・曳船作業の機能を有する船舶により、周辺海域の巡視および警備を行う業務をいいます。
- (26) 「荷役作業」とは、LNG船の着桟後に陸側で行われる、LNG船からLNGタンクにLNGを移送する作業全般をいいます。
- (27) 「綱取り業務」とは、LNG船を桟橋に着桟させるために係留ワイヤを陸側係留装置にかける業務、およびLNG船を桟橋から離桟させるために係留ワイヤを陸側係留装置から外す業務をいいます。
- (28) 「曳船作業」とは、LNG船を桟橋の岸壁に着離桟させるために、タグボートでLNG船を押すこと、または引くことにより、LNG船の操船を支援する作業をいいます。
- (29) 「検量」とは、LNGの受入量の算定および証明に関する業務をいいます。
- (30) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (31) 「ピーク時気化量」とは、各契約年度における、1時間あたりのLNGの気化量の最大値をいい、年次契約において定めるものとします。
- (32) 「ピーク時熱調量」とは、各契約年度における、1時間あたりの熱調後のガス量の最大値をいい、年次契約において定めるものとします。

4. 対象基地

この約款の対象とするLNG基地は、次のとおりとします。

- (1) 南横浜火力発電所 LNG 基地（〒235-0017 神奈川県横浜市磯子区新磯子町37-1）
(ただし、当該LNG基地のうち当社が利用できる設備に限ります。)
- (2) 袖ヶ浦火力発電所 LNG 基地（〒299-0267 千葉県袖ヶ浦市中袖2-1）
(ただし、当該LNG基地のうち当社が利用できる設備に限ります。)
- (3) 東扇島火力発電所 LNG 基地（〒210-0869 神奈川県川崎市川崎区東扇島3）
- (4) 富津火力発電所 LNG 基地（〒293-0011 千葉県富津市新富25）

5. 引受前提事項

基地利用希望者の基地利用にあたっては、基地利用契約の契約期間を通して以下の基本事項に承諾いただくことを前提とします。

- (1) 基地利用希望者が当社と締結する基地利用契約は、1つの基地利用の条件ごとに1つの契約とすること。
- (2) 基地利用は、定期整備・修繕工事等を考慮したLNG基地の一連の設備の総能力から、当社が行う事業に支障を来さないために必要となる最大設備能力（当社が供給する需要家の需要変動に対応するため、および当社の電気・ガスの安定供給を維持するために必要となる設備能力を含みます。）を差し引いた余力の範囲内であること。
- (3) 当社と誠実に配船協議を行った上で、年間受入・払出計画およびその修正計画に合意すること。また、入船日については当社と誠実に協議し、当社の求めに応じて入船日、年間受入・払出計画の変更に応じること。
- なお、入船日の変更に伴い、基地利用希望者に損害が発生した場合であっても、当社等はその責めを負わないものとすること。
- (4) 年間受入・払出計画（修正計画を含みます。）に基づき、基地利用希望者が、所定の量および性状のLNGを安定的に調達し、およびLNG船の配船により受け渡し、かつ所定の量および性状のガスを安定的に引き取ること。
- (5) 基地利用希望者は、導管事業者からの調整指令に当社が対応することによるLNGの気化量および払出量の追加または抑制ならびにLNG貯蔵量の減少または増加に同意するものとし、基地利用希望者はこれに伴うLNG調達等を行うこと。
- (6) 基地利用に伴う導管事業者が保有するガス導管へのガスの注入に関する基地利用希望者と導管事業者間の託送供給契約における責任については、基地利用希望者が負担するものとし、当社はその責めを負わないものとすること。
- (7) 1つのLNG船から受け入れられるLNGは、1つの基地利用希望者のものであること。
- (8) 基地利用希望者から受け入れるLNGの性状（産地、熱量、比重、組成、不純物含有率等をいいます。以下同じです。）等が、当社が受け入れているLNGの性状等と適合性を有すること。
- (9) LNGの受入・貯蔵・気化、およびガスの熱調・払出に関する業務、保安・防災管理等に関する業務等およびLNG基地の運営に必要な業務については当社が実施できること、または、当社の管理下にて当社の委託先または基地利用希望者が実施できること。
- (10) 基地利用希望者が使用するLNG船について、LNG基地の設備に適合し、着離桟および荷役作業が安全かつ円滑に行われること。
- (11) 保安上または当社の事業の遂行に必要な場合は、基地利用の制限および中止を含め、基地利用希望者が当社の協力要請に迅速かつ確実に対応すること。
- (12) 基地利用希望者が、基地利用希望者に帰属するBOGの引取りを行うこと。
- (13) 21（基地利用等の制限・中止）および27（契約の期間満了、更新、変更および解除）に基づく基地利用の制限、中止または基地利用契約の解約、変更もしくは解除に伴い、基地利用希望者または第三者に損害が発生した場合であっても、基地利用希望者がその責任において対応することとし、当社はその責めを負わないものとすること。
- (14) 基地利用にあたり、当社以外の関係者との調整（LNG船の入出港に必要な手続き、指定事業者（11（受入・貯蔵・気化・熱調・払出に関する協議事項等）（7）に定義します。）

への委託、官庁申請等の一切の手配等) が必要な場合、当社の意見を踏まえて基地利用希望者が当該関係者と調整し承諾等を得ること。

- (15) 基地利用の方法がルームシェア方式であること。
- (16) その他、当社および当社の関係会社（21（基地利用等の制限・中止）（7）に定義します。）の事業遂行上で必要な条件を満たすこと。

6. 情報公開

当社は、次の事項について、法令で定める期限までに当社ホームページ等にて公表させていただきます。なお、当社は、次の事項に変更があった場合は、内容を更新します（ただし、（1）および（2）に係る日々の変動に基づく変更はこの限りではありません。）。

この他に必要な情報については、基地利用検討の申込みを受けた後、基地利用希望者が当社と当社の満足する内容での守秘義務契約を締結した場合に提供します。

- (1) LNG タンクにおける LNG の貯蔵余力の見通し
- (2) LNG 基地のガス発生設備（気化を行う設備（以下「気化設備」といいます。）および熱調を行う設備（以下「熱調設備」といいます。）をいいます。）におけるガスの製造余力の見通し
- (3) LNG 基地に受け入れができる LNG 船の種類および船型
- (4) LNG 基地に受け入れができると見込まれる LNG の種類および品質
- (5) 配船計画の策定時期の見通し

II. 基地利用に関する申込み

7. 基地利用検討の申込み

基地利用希望者は、予めこの約款を承諾した上で、原則として希望する基地利用開始時期の前年度の7月末までに、当社に対して、以下の項目を明らかにして所定の書面により基地利用検討の申込み（以下、「事前申込」といいます。）をしていただきます。

ただし、（4）および（5）については、（5）の熱量を除き、情報の提供は基地利用希望者の任意とし、申込み時点で（5）の熱量が確定していない場合には想定値を提出していただきます。その場合、事前申込時点での受入可否判断は暫定的な判断となるため、確定した情報が提出され次第、最終的な受入可否判断を実施します。

また、基地利用検討の申込みは、1つの基地利用の条件ごとに1検討として申込みをしていただきます。

なお、希望する基地利用期間が1年を超える場合であって、当社が設備の改廃や需給の状況を見通すことが困難なため基地利用の事前検討を行う条件等が設定できない場合、当社は、基地利用期間の見直しを求めることがあります。また、当社は、5（引受前提事項）で示す条件を満たしているかを確認するため、申込み受領後に確認する項目を追加することがあります。

- (1) 基地利用希望者に関する情報（法人名、代表者名、本社所在地、担当者連絡先等）

- (2) 利用を希望する LNG 基地
- (3) 基地利用開始・終了時期
- (4) 使用する LNG 船の仕様・主要項目（船名・船型・タンク形式・荷役設備・係留設備等、船陸整合確認に必要な情報）
- (5) LNG の性状
- (6) 希望する年間受入・払出計画（1 回あたり受入量、受入毎の LNG の性状等を含む、日別受入・貯蔵・払出計画）
- (7) 希望する LNG 貯蔵量の最大値（月別）、ピーク時気化量・気化量およびピーク時熱調量・熱調量（月別、日別、時間別）
- (8) その他、当社が基地利用検討を行う上で必要とする事項

8. 基地利用検討結果の通知

- (1) 当社は、7（基地利用検討の申込み）に基づく申込みがあった場合には、守秘義務契約を締結した後、速やかに基地利用料金の目安金額を通知します。
- (2) 当社は、7（基地利用検討の申込み）に基づく申込みがあった場合には、5（引受前提事項）について検討し、この約款に基づく基地利用を承諾できる場合には、基地利用検討結果および基地利用状況に応じた基地利用料金の概算金額を、申込みの受付日から 3 か月以内に基地利用希望者に書面により通知します。
- (3) 当社は、7（基地利用検討の申込み）に基づく申込みがあった場合には、5（引受前提事項）について検討し、この約款に基づく基地利用を承諾できない場合には、その理由を付して、申込みの受付日から 3 か月以内に基地利用希望者に書面により通知します。なお、ルームシェア方式においては、LNG 船の受入状況、電力の需要動向および受入設備の工事等により貯蔵量が変動するため、事前申込時点での貯蔵能力の余力の有無に関しては、暫定的な判断となります。このため、当社は年次契約締結前の確定した情報を基に最終的な貯蔵余力に関する検討結果について基地利用希望者に通知します。
- (4) 当社は、基地利用検討に（2）（3）に定める期間を超える期間が必要となることが明らかとなった場合には、基地利用希望者と個別に協議の上、検討期間を定めるものとし、当該期間内に（2）または（3）に準じて検討および通知します。

9. 基地利用申込み

当社が8（基地利用検討結果の通知）（2）の通知を行った場合、基地利用希望者は、当該通知後 2 か月以内に、当社に対して基地利用申込みをすることができます。

10. 基地利用申込み承諾後の協議項目

当社は、基地利用申込みを承諾した場合には、以下の項目について基地利用希望者と協議を行います。

- (1) 基地利用契約の契約期間に関する事項
- (2) 受入・貯蔵・気化、およびガスの熱調・払出に関する詳細事項
- (3) LNG、ガスの計量に関する事項
- (4) 基地利用料金、補償料、設備工事費等、請求・支払いに関する事項
- (5) LNG 基地の設備の新設、変更または撤去等に関する事項
- (6) 減失 LNG およびガスの取り扱いに関する事項
- (7) 基地利用の制限、中止に関する事項
- (8) 損害の賠償に関する事項
- (9) 保安に関する事項
- (10) 危険負担に関する事項
- (11) LNG 貯蔵量取引に関する事項
- (12) 基地利用契約の期間満了、更新、変更および解除に関する事項
- (13) 債権等の譲渡に関する事項
- (14) その他、基地利用契約に規定すべき事項

11. 受入・貯蔵・気化・熱調・払出に関する協議事項等

- (1) 基地利用希望者は、当該契約年度の前年度の 7 月末日までに、当該契約年度の年間受入・払出計画（日別）を当社に提出するものとします。
- (2) 基地利用希望者は、当該月の 3 か月前の 10 日まで、当該月の 2 か月前の 10 日まで、および当該月の前月の 10 日までにそれぞれ当該月の月別受入・払出計画（日別）を当社に提出するものとします（ただし、当社は、基本契約の契約期間の最初の年度における月別受入・払出計画（日別）の提出時期については、基地利用検討の状況または基地利用希望者との協議の状況に応じて、変更することがあります。）。
- (3) 年間受入・払出計画および月別受入・払出計画に係る配船調整に関しては、5（引受前提事項）のとおり、当社と基地利用希望者にて、双方誠実に協議を行うものとします。また、当社が合理的に要求する場合、基地利用希望者は、年間受入・払出計画および月別受入・払出計画の変更について、当社と誠実に協議を行うものとします。
- (4) 基地利用希望者は LNG の売主または船舶運航会社との間で、LNG 基地に LNG 船が入出港するに際して荷役諸規定を締結の上、原則として入港日の 2 か月前までに当社に開示するものとします。
なお、荷役諸規定の締結にあたっては、当社の事前の書面による承諾を受けるものとします。
- (5) 基地利用希望者は、荷役諸規定を遵守する義務を負うこととします。
- (6) 基地利用希望者と当社は、LNG 船の入港 1 週間前と入港 3 日前に配船会議を行い、LNG 船の入出港スケジュールに関して詳細な調整を行うものとします。気海象等により、LNG 船の

入出港スケジュールが変更された場合の他船との着桟順位は、原則として変更しないものとします。

当社は、気海象、LNG 船に起因する事由その他 LNG 基地に起因しない事由、または電力需給変動に対応するためのやむを得ない着桟順位の変更等により、基地利用希望者に滞船料が発生したとしても損害補填の義務を負わないものとします。

- (7) 基地利用希望者は、次の業務に関して、自己の責任と費用により、当社の指定する事業者（以下「指定事業者」といいます。なお、指定事業者のうち、④の業務を行う事業者を「第三者検定機関」といいます。）に委託するものとします。
- ① 消防警戒船業務
 - ② 綱取り業務
 - ③ 曳船作業
 - ④ 檜量
 - ⑤ その他必要な業務
- (8) 受入地点において LNG 基地に受け入れた基地利用希望者の LNG は、LNG ローリー車または LNG 船への払出など、基地利用契約に定める方法以外の方法では LNG 船その他基地利用希望者の設備等には払い出せないものとします。
- (9) 受入地点から払出地点までの基地利用希望者の LNG およびガスについて、12（LNG・ガスの計量）に定めるガスの製造量および BOG 量の管理は当社が行うものとします。
- (10) 基地利用希望者と当社は LNG の受入・貯蔵・気化・熱調・払出管理および保安管理等を的確に行うための連絡体制を整備し、連絡体制を書面にとりまとめ双方保管するものとします。

12. LNG・ガスの計量

- (1) 当社は、当社が基地利用希望者の LNG を受け入れる際に基地利用希望者の LNG の成分分析を行い、分析結果を基地利用希望者に提供するものとします。
- (2) ガスの製造量（基地利用希望者が当社に委託する LNG の受入・貯蔵・気化、およびガスの熱調・払出に係るそれぞれの量を総称していいます。以下同じです。）のうち、LNG の受入量については、LNG 船の貯蔵設備における計測器による計測結果および（1）の分析結果等に基づき、当社および第三者検定機関が合理的に算定を行った上で、第三者検定機関の発行する証明書に記載される数値とします。なお、検量の際には当社が立ち会うものとします。
- (3) ガスの製造量および BOG 量は熱量（MJ）を単位として計量・算定・管理されるものとします。計量の際、小数点第 1 位以下の端数は切り捨てます。
- (4) ガスの製造量のうち、LNG 貯蔵量は、前日 24 時時点における LNG 貯蔵量に、当日 0 時から 24 時までの間に受け入れた基地利用希望者の LNG の受入量を加え、払出地点で計量される当日 0 時から 24 時までの間に払い出された基地利用希望者のガスの払出量（基地利用希望者の LNG から発生した BOG 量を含みます。）を差し引くことにより、毎日 24 時時点の LNG 貯蔵量が計算されるものとします。ただし、基地利用希望者の LNG の受入が複数の日にわた

る場合、各日 24 時時点の LNG 貯蔵量は、当該受入を行なった期間の最終日に LNG の受入量の全量が受け入れられたものとして計算されるものとします。

- (5) ガスの製造量のうち、ガスの派出量の計量は、派出地点における当社が所有する計量器によって行います。基地利用希望者が当社に委託するガスの製造に係る LNG から発生した BOG 量の計量は、当社が所有する計量器によって行います（ただし、計量ができない、または困難な場合の BOG 量は当社が合理的に算定するものとします。）。計量器の故障等によって正しく計量できなかった場合には、当社と基地利用希望者の協議により確定するものとします。
- (6) 当社は算定期間ごとにガスの製造量の計量結果を速やかに基地利用希望者に通知します。
- (7) ガスの製造量の計量の詳細は基地利用希望者と当社が締結する基本契約に定めるものとします。

III. 料金関係

1 3. 基地利用検討料

当社は、基地利用希望者から、1 検討ごとに基地利用検討に要する費用を基地利用検討料として申し受けるものとします。

基地利用検討料は、見積料その他検討に要する費用の実費相当額に消費税等相当額を加えた金額とします。

1 4. 基地利用料金

基地利用の料金（以下「基地利用料金」といいます。）は、受入設備、LNG タンク、気化設備および熱調設備の利用料金に消費税相当額を加えた金額からなるものとし、算定期間内において、それぞれ次のとおり算定されます。基地利用料金を算定する場合におけるガスの製造量は、熱量から重量(t)および体積流量(m³N)に換算された値を用いることとし、換算方法の詳細は基地利用契約において定めるものとします。

(1) 受入設備利用料金

前月提出の月別受入・派出計画(日別)（1 1（受入・貯蔵・気化・熱調・派出に関する協議事項等）（2）に従って前月に当社に提出される月別受入・派出計画（日別）をいい、以下「月別受入・派出計画（前月）」といいます。）における LNG 船受入ごとの LNG の受入量に、受入単価を掛けて算出される金額とします。

$$\text{受入設備利用料金 (円)} = \text{受入単価 (円/t)} \times \text{受入量 (t)}$$

(2) LNG タンク利用料金

月別受入・派出計画（前月）における LNG 貯蔵量（本（2）において、算定期間における各日の LNG 貯蔵量の合計をいいます。）に、貯蔵単価を掛けて算出される金額とします。

$$\text{LNG タンク利用料金 (円)} = \text{貯蔵単価 (円/t)} \times \text{LNG 貯蔵量 (t)}$$

なお、貯蔵単価は、LNG 貯蔵量が最適となることを前提とした年間受入・払出計画に基づく、LNG 平均貯蔵量（以下「LNG 平均貯蔵量」といいます。）を用いて算定します。

(3) 気化設備利用料金

ピーク時気化量および月別受入・払出計画（前月）における気化量に、それぞれピーク時気化量単価および気化量単価を掛けたものの合計で算出される金額とします。

$$\begin{aligned} \text{気化設備利用料金 (円)} &= \text{ピーク時気化量単価 (円/(t/h))} \times \text{ピーク時気化量 (t/h)} \\ &\quad + \text{気化量単価 (円/t)} \times \text{気化量 (t)} \end{aligned}$$

(4) 熱調設備利用料金

ピーク時熱調量および月別受入・払出計画（前月）における熱調量に、それぞれピーク時熱調量単価および熱調量単価を掛けたものの合計で算出される金額とします。

ただし、ガスの熱調に必要となる LPG の費用は基地利用料金に含まれず、別途基地利用希望者の負担とします。

$$\begin{aligned} \text{熱調設備利用料金 (円)} &= \text{ピーク時熱調量単価 (円/(m³N/h))} \times \text{ピーク時熱調量 (m³N/h)} \\ &\quad + \text{熱調量単価 (円/m³N)} \times \text{熱調量 (m³N)} \end{aligned}$$

15. 補償料

基地利用希望者は当社に対して、基地利用契約に関して次の補償料を負担していただく場合があります。補償料の算定に用いる基本利用料金は、貯蔵単価 (円/t) × LNG 平均貯蔵量(t・日) × 30、ピーク時気化量単価 (円/(t/h)) × ピーク時気化量 (t/h)、およびピーク時熱調量単価 (円/(m³N/h)) × ピーク時熱調量 (m³N/h) の合計をいいます。

(1) 中途解約補償料

年次契約が中途で解約または解除された場合には、次の算式によって算定される中途解約補償料を申し受けます。

$$\begin{aligned} &(\text{年次契約における契約量から算出される 1 か月あたりの基本利用料金}) \times \\ &(\text{解約日の属する月の翌月から年次契約満了日の属する月までの残存月数}) \end{aligned}$$

(2) 契約変更補償料

年次契約の有効期間中において、年次契約量を減少させるよう年次契約が変更された場合は、次の算式によって算定される契約変更補償料を申し受けます。

$$((\text{減少変更前の年次契約量} - \text{減少変更後の年次契約量}) \text{ から算出される 1 か月あたりの基本利用料金}) \times (\text{減少変更日の属する月の翌月から年次契約満了日の属する月までの残存月数})$$

(3) 最大気化量逸脱補償料

1 時間あたりの LNG の気化量（以下「実績(t/h)」といいます。）がピーク時気化量を超過した場合には、次の算式から算出した補償料を申し受けます。

$$(\text{実績(t/h)} - \text{ピーク時気化量(t/h)}) \times \text{ピーク時気化量単価 (円/(t/h))} \times 150\%$$

(4) 計画貯蔵量逸脱補償料

1 日における LNG 貯蔵量が月別受入・払出計画（前月）に基づく LNG 貯蔵量から、±10%を超えて乖離した場合には、次の算式から算出した補償料を申し受けます。

計画を上回った場合 (実績(t・日) - 計画(t・日)) × 貯蔵単価(円/(t・日)) × 150%

計画を下回った場合 (計画(t・日) - 実績(t・日)) × 貯蔵単価(円/(t・日)) × 50%

(5) 計画受入量逸脱補償料

1 回あたりの LNG の受入量が、月別受入・払出計画（前月）に基づく LNG の受入量から、±10%を超えて乖離した場合には、次の算式から算出した補償料を申し受けます。

計画を上回った場合 (実績(t) - 計画(t)) × 受入単価(円/t) × 150%

計画を下回った場合 (計画(t) - 実績(t)) × 受入単価(円/t) × 50%

(6) 計画熱調量逸脱補償料

1 月あたりの熱調量（熱調後のガスの量をいいます。以下同じです。）が、月別受入・払出計画（前月）に基づく熱調量から、±10%を超えて乖離した場合、次の算式から算出した補償料を申し受けます。

計画を上回った場合 (実績(m³N) - 計画(m³N)) × 热調量単価(円/m³N) × 150%

計画を下回った場合 (計画(m³N) - 実績(m³N)) × 热調量単価(円/m³N) × 50%

また、1 時間あたりの熱調量が、ピーク時熱調量を超過した場合、次の算式から算出した補償料を申し受けます。

(実績(m³N/h) - ピーク時熱調量(m³N/h)) × ピーク時熱調量単価(円/(m³N/h)) × 150%

(7) その他補償料

(1) ないし (6) に定める他、滞船料、計画外の受入可否検討等、基地利用希望者による基地利用に起因して費用が発生した場合には補償料を申し受けます。

16. その他特定負担費用

- (1) 基地利用希望者は、LNG 船の入出港に必要な手続き、官庁申請等の手配、ならびに、LNG の通関および LNG の輸入に関して発生する納税等について自らの責任と費用負担にて自ら行うこととします。
- (2) 基地利用希望者の LNG 船の受入に係る船陸整合確認および当社が実施する関係行政との手続きにかかる費用その他、LNG の取り扱いに際して起因者が基地利用希望者であることが明確な費用について、当社は実費相当額をその他特定負担費用として申し受けます。

17. 設備工事費の負担

- (1) 基地利用希望者の基地利用により、当社が LNG 基地の設備の新設、変更または撤去等（以下「新設等」といいます。）をする必要がある場合、基地利用希望者は新設等の費用に消費税等相当額を加えた金額を当社に支払うものとします。

- (2) 上記により新設等する設備等については当社が施工・管理します。新設等した設備等に関する所有権、新設等した設備等に係る場所の利用権等の権利は、当社に帰属するものとします。
- (3) 新設等した設備の保守点検および修繕に係る費用（以下「保守点検等費用」といいます。）は、別途協議の上、設備工事費とは別に申し受けます。ただし、保守点検等費用が基地利用料金に織り込まれた場合は、基地利用料金として申し受けます。

18. 損害の賠償

- (1) 基地利用希望者による基地利用（基地利用等の制限・中止等に該当する場合も含みます。）等に伴い、または基地利用希望者が故意または過失により基地利用契約に違反したことにより、当社が損害を受けた場合、基地利用希望者はその損害を賠償するものとします（機会損失費用を含みます。）。
- (2) 基地利用等に伴い基地利用希望者が損害を受けた場合、その損害が当社の故意または過失による場合を除き、当社は賠償の責任を負いません。

19. 減失 LNG およびガスの取り扱い

- (1) 受入地点以前の LNG および払出地点以降のガスの減失については、基地利用希望者が全てそのリスクを負担するものとします。
- (2) 受入地点から払出地点までの LNG またはガスについては、当社および基地利用希望者の LNG 貯蔵量および払出量に応じて、当社および基地利用希望者各々が減失 LNG およびガスについて負担するものとします。

20. 支払義務および支払期限日

- (1) 基地利用料金の支払義務は、算定期間の翌月 1 日に発生します。
- (2) 15（補償料）に規定する補償料の支払義務は当該事象を当社が認識した日に発生します。
- (3) 設備工事費の支払義務は、当該設備工事費を当社が請求した日に発生します。
- (4) 基地利用希望者は当社に対して、基地利用料金の支払義務発生日の翌月末日（以下「基地利用料金支払期限日」といいます。）までに基地利用料金を支払うものとします。
- (5) 基地利用希望者は当社に対して、補償料の支払義務発生日の翌月末日（以下「補償料支払期限日」といいます。）までに補償料を支払うものとします。
- (6) 基地利用希望者は当社に対して、設備工事費の支払いに関する請求書の受領日から 1 か月後の日（以下「設備工事費支払期限日」とい、基地利用料金支払期限日、補償料支払期限日その他基地利用契約に関する一切の金銭支払義務に係る支払の期限と総称して「支払期限日」といいます。）までに設備工事費を支払うものとします。
- (7) 支払期限日が休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日ならびに 1 月 4 日、12 月 29 日および 12 月 30 日をいいます。）の場合には、その直後の営業日を支払期限日とします。

- (8) 基地利用料金、補償料、その他特定負担費用、設備工事費、その他基地利用契約に関する一切の金銭支払義務（以下「料金等」といいます。）および延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に支払期限日までに振り込んでいただきます。
- (9) (8) の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものとします。
- (10) (8) の支払にかかる振込手数料は、基地利用希望者の負担とします。
- (11) 料金等が支払期限日までに支払われない場合、基地利用希望者は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10%の延滞利息を付した金額を料金等に加算した金額を当社に支払うものとします。

IV. 基地利用等の制限・中止等

2 1. 基地利用等の制限・中止

当社は、次に該当すると判断する場合、基地利用希望者の LNG 船の配船、着棧、LNG の受入、貯蔵、気化およびガスの熱調・払出を制限または中止する場合があります。その際、当社は、予めその旨を基地利用希望者に通知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

- (1) 保安を確保するために必要がある場合
- (2) 災害その他の不可抗力による場合
- (3) 当社の設備（当社が所有する発電設備等やお客様設備等を含みます。）に支障が生じた場合または生じる恐れがある場合
- (4) 他の基地利用希望者の基地利用に支障が生じる場合
- (5) LNG 基地の修理その他工事施工のため必要がある場合
- (6) LNG 液れ等による事故の発生の恐れがあると認めた場合
- (7) 電力・ガスの安定供給上必要な場合（当社、当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定義される意味を有します。）および当社のお客さまへの供給上必要な場合を含みます。）
- (8) 基地利用希望者が基地利用契約に違反した場合
- (9) 法令や行政機関の要請（行政指導を含みます。）による場合
- (10) 補償料の発生頻度が著しく、またその状態が改善される見込みがないと判断される場合
- (11) 料金等が支払期限日までに支払われない場合
- (12) その他、当社が必要であると判断した場合

2 2. 基地利用等の制限・中止の解除

- (1) 基地利用希望者は、2 1（基地利用等の制限・中止）に基づく基地利用等の制限または中止を解除しようとする場合、予め当社と協議するものとします。

- (2) 21 (基地利用等の制限・中止) に基づき当社が基地利用等を制限または中止した場合であって、基地利用等の制限または中止の事由が解消した場合、当社は速やかに制限または中止を解除します。
- (3) 当社は、基地利用希望者の責に帰すべき事由による基地利用等の制限または中止およびその解除に要する費用が発生した場合、基地利用希望者から、その制限または中止に先立って申し受けます。

23. 保安

- (1) 別に当社と基地利用希望者が書面で合意する場合を除き、保安責任の分界点は受入地点および払出地点とします。
- (2) 基地利用希望者は、11 (受入・貯蔵・気化・熱調・払出に関する協議事項) (10) に基づき策定された連絡体制を踏まえ、保安・安全水準の維持のため必要な協力について当社からの要請に応じるものとします。

24. 危険負担

基地利用に係る LNG およびガスに関する危険に関しては、受入地点から払出地点までの LNG およびガスに関する危険は当社が負担するものとします。基地利用希望者の LNG を積載した LNG 船、基地利用希望者の利用する曳船および警戒船等が LNG 基地に損害を与えた場合または基地利用希望者の LNG 揚荷に起因して LNG 基地に損害を与えた場合は、基地利用希望者は当社に対して損害を賠償するものとします。

V. 基地利用契約

25. 基地利用契約の締結

- (1) 10 (基地利用申込み承諾後の協議項目) 等に合意した場合、基地利用希望者と当社は、この約款に基づき、基本契約を締結します。
- (2) 基地利用希望者と当社は協議の上、この約款および基本契約に基づき年次契約を締結します。

26. 契約期間

- (1) 基本契約の契約期間は、原則として 25 (基地利用契約の締結) により基地利用契約が締結された日から 3 年以内の当社と基地利用希望者が合意した期間とします。ただし、1 年を超える基地利用の希望について、当社は基地利用期間の変更を求める場合や基地利用契約に同意できない場合があります。
- (2) 年次契約は原則 4 月 1 日から始まる 1 年間とします。ただし、基本契約の契約期間の初年度の開始日が 4 月 1 日でない場合は、当該開始日から次の 3 月 31 日までの 1 年に満たない場合

い契約期間とすることが出来ます。また、基本契約の契約期間の最終年度の終了日が 3 月 31 日より前となる場合は、1 年に満たない年次契約とすることができるものとします。

2.7. 契約の期間満了、更新、変更および解除

- (1) 基地利用希望者が基本契約期間満了後も基地利用契約に基づく基地利用の継続を希望する場合、当社に対して 7 (基地利用検討の申込み) に従って再度基地利用検討の申込みを行うこととします。この場合、当社において再契約に支障がないときは、当社が可能であると判断した期間に限り、基本契約を再契約できるものとし、以後同様とします。
- (2) 基地利用契約の契約期間中に契約の変更を基地利用希望者または当社が希望する場合、変更を希望する期日の 3 か月前までに相手方と協議を行うものとします。なお、基地利用希望者が基地の利用条件の変更を希望される場合、当社に対して再度基地利用の検討を申し込んでいただくことがあります。
- (3) 基地利用希望者が基地利用契約を解約しようとする場合、解約希望日の 3 か月前までに書面による解約申込みを当社に行うこととします。基地利用希望者が 2.1 (基地利用等の制限・中止) に定める通知にもかかわらず、LNG 船の配船、着棧および LNG の受入の制限または中止を行わなかった場合、当社はあらかじめ通知した上で、基地利用契約を解約することができるものとします。

基地利用希望者が次のいずれかに該当する場合、基地利用契約の契約期間中であっても当社はただちに基地利用契約を解除できるものとします。

- ① 破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算または特別調停等の法的整理手続き開始の申立てを受け、あるいは自ら申し立てた場合
- ② 滞納処分による差押えもしくは保全差押えがなされ、または保全処分の申立てがなされた場合
- ③ 強制執行の申立てがなされた場合
- ④ 解散の決議がなされた場合
- ⑤ 営業の全部または重要な一部もしくは LNG 基地利用によりガスを供給する事業の譲渡・分割または廃止の決議がなされた場合
- ⑥ 自ら振り出し、引き受けまたは裏書きした手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、支払が停止された場合
- ⑦ 基地利用希望者が基地利用契約に違反し、当社から違反状態の是正の通知がされてから相当期間内に違反状態が解消されない場合
- ⑧ 5 (引受前提事項) に違反した場合
- ⑨ 基地利用契約に定める解除事由に該当する場合
- ⑩ その他基地利用希望者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合

- (4) 基地利用契約の終了または解約もしくは解除（以下「終了等」といいます。）の場合、基地利用希望者は、基地利用契約の終了等の時点で当社に対して負担すべき料金等その他の債務があるときは、ただちに当該債務を弁済するものとします。
- (5) 基地利用契約の終了等の場合、当社が終了等の時点の状態で LNG 基地の設備を引き続き現状にて使用する旨を通知した場合を除き、基地利用希望者には、原則として LNG 基地の設備の原状回復のための費用全額を負担していただくとともに、誠実に協力をしていただきます。
- (6) 基地利用希望者は基地利用契約が終了するまでに、LNG 貯蔵量を LNG タンクから全て払い出すものとします。基地利用契約の終了等の時点において、LNG 貯蔵量が残る場合、この処理に係る事項は、当社に申し出た上で協議の上、決定するものとします。

VI. 基地利用の申込み、問い合わせ窓口、その他

28. 基地利用の申込み、問い合わせ窓口

基地利用に関する申込み・問い合わせの窓口は、次のとおりとします。

株式会社 J E R A 最適化統括部 燃料オペレーション部 ガス受託製造窓口
住 所 東京都中央区日本橋 2 丁目 5 番 1 号
T E L 0 3 - 6 3 2 7 - 5 6 7 0

29. 権利譲渡等の禁止

基地利用希望者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、基地利用契約の契約上の地位または基地利用契約に基づく LNG 基地の利用に関する権利・義務を第三者に譲渡、移転または担保の用に供することはできないものとします。

30. 情報の取り扱い

- (1) 基地利用希望者は、基地利用検討の申込みと同時に、当社との間で守秘義務契約を締結するものとします。
- (2) 当社は、基地利用希望者から提供を受けた情報について、事前の承諾無く第三者に開示いたしません。ただし、基地利用検討のために情報を提供する必要のある関係当事者（既に当社と基地利用契約を締結した者を含みます。）に、守秘義務契約（情報の目的外利用の禁止に関する条項を含むものとします。）を締結の上、開示できるものとします。また、当社は、基地利用希望者から提供を受けた情報について、当該基地利用検討の目的以外には使用いたしません。
- (3) 基地利用契約の締結に至った場合、当社は、契約締結から一定期間を経た後、基地利用希望者の事前の承諾を得た上で主な契約条件（取引数量、利用期間等）を公表することができるものとします。

- (4) 基地利用希望者は、当社等から提供を受けた情報について、事前の承諾無く第三者に開示してはならないこととします。また、当該基地利用または当該基地利用の準備目的以外には使用しないものとします。
- (5) 本規定にかかわらず、当社等は公的機関から法令等に基づいて要請があった場合、基地利用希望者から提供を受けた情報を開示する場合があります。

附則

1. 実施期日

この約款は、2022年4月1日から実施します。